

C 1 0 1 - 3 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料

(特掲診療料／在宅療養指導管理料)

C 1 0 1 - 3 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料

(診療報酬の算定方法の一部を改正する告示 令和 6 年厚生労働省告示第 5 7 号)

1. 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料 1	150点
2. 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料 2	150点

- 注 1 1 については、妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者※¹に限る。）であって入院中の患者以外の患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行った場合に算定する。
- 注 2 2 については、1 を算定した入院中の患者以外の患者に対して、分娩後も継続して血糖管理のために適切な指導管理を行った場合に、当該分娩後 1 2 週の間、1 回に限り算定する。

※ 1 別に厚生労働大臣が定める者
特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件
(令和 6 年厚生労働省告示第 5 9 号)
第四 在宅医療 六の二の二
在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1及び血糖自己測定器加算に規定する厚生労働大臣が定める者
妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者であって周産期における合併症の危険性が高い者（血糖の自己測定を必要としたものに限る。）

留意事項

通知：診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0 3 0 5 第 4 号)

1. 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料 1 は、妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者であって、下記の者のうち、血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖測定器を現に使用している者に対して、適切な療養指導を行った場合に算定する。
妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病患者のうち、以下のア又はイに該当する者
- ア 以下のいずれかを満たす糖尿病である場合（妊娠時に診断された明らかな糖尿病）
イ) 空腹時血糖値が126mg/dL以上 ロ) HbA1c がJDS値で6.1%以上（NGSP値で6.5%以上）
ハ) 随時血糖値が200mg/dL以上（注）ハ) の場合は、空腹時血糖値又はHbA1cで確認すること。
ニ) 糖尿病網膜症が存在する場合
- イ ハイリスクな妊娠糖尿病である場合
イ) HbA1cがJDS値で6.1%未満（NGSP値で6.5%未満）で75gOGTT 2 時間値が200mg/dL以上
ロ) 75gOGTTを行い、次に掲げる項目に 2 項目以上該当する場合又は非妊娠時のBMIが25以上であって、次に掲げる項目に 1 項目以上該当する場合
① 空腹時血糖値が92mg/dL以上
② 1 時間値が180mg/dL以上
③ 2 時間値が153mg/dL以上
2. 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料 2 は、1 に該当し、妊娠中に在宅妊娠糖尿病患者指導管理料 1 を算定した患者であって、引き続き分娩後における血糖管理を必要とするものについて、当該分娩後 1 2 週間以内に適切な療養指導を行った場合に、1 回に限り算定する。